

9. 誘致企業に対する助成制度

(1) 県の補助制度

誘致企業に対して最大50億円の補助制度が設けられています。

※新設は、県外からの新規立地をいいます。

※補助制度①～③は、④との重複適用が可能

※補助制度の詳細な要件、用語の定義につきましては石川県までお問合せください

① 雇用拡大関連企業立地促進補助金

対象		○製造業の工場 ○流通加工を伴う物流施設 ○植物工場 等			
要件	立地地域	宝達志水町以北の能登地域、加賀市(旧山中町)及び、白山市(白山麓の旧5村*)	かほく市及び河北郡	金沢市以南で、旧山中町、白山麓の旧5村を除く	
	投資額	新設	1億円以上		
		増設	1億円以上	3億円以上 (私有地は5億円以上)	5億円以上
	常時雇用者数		5人以上	10人以上	15人以上
補助額	補助率	新設	20%	10%	5%
		増設	10%	5%	2.5%
	限度額	新設	5億円 特認10億円(市町分合わせて20億円)*		
		増設	2億円 特認5億円(市町分合わせて10億円)*		
	対象経費	土地・建物・機械設備の取得費、リース料、県外からの移転費、電気施設設置の負担金			
補助金計算式	投資額×補助率+常時雇用者数(純増)×50万円				

- *1 白山麓の旧5村は、旧河内村、旧吉野谷村、旧鳥越村、旧白峰村、旧尾口村をいいます。
- *2 特認の適用は、投資額100億円以上かつ常時雇用者数(純増)100人以上(増設の場合は先のいずれか)で、市町が同等の助成を行う場合に限ります。ただし、県の補助金額は市町の助成額を超えないものとします。
- *3 私有地における増設は、市町が助成を行う場合に限ります。なお、補助金額は上記表の計算式の半額と、市町の助成額のいずれか低い額以内とします。
- *4 物流施設は、
 「全国的な広域物流ネットワークの中核的拠点となる流通加工を伴う物流施設」
 「七尾港大田工業用地に立地する港湾活用型の流通加工を伴う物流施設」
 「金沢港東部工業用地に立地する港湾活用型の流通加工を伴う物流施設」
 のいずれかに該当するものを対象とします。
- *5 植物工場とは、工場等の施設内で植物の生育に必要な環境を人工的に創出し、自然環境に影響されず継続的に生産を行う施設をいいます。

②本社機能等立地促進補助金

対象		○本社機能施設 ○データセンターなどの情報処理・提供サービス業 ○ソフトウェア業、デザイン業又は機械設計業を営む事業所 等			
要件	立地地域	宝達志水町以北の能登地域、 加賀市(旧山中町)及び、 白山市(白山麓の旧5村*)	かほく市及び河北郡	金沢市以南で、旧山中町、 白山麓の旧5村を除く	
	投資額	5,000万円以上			
	新設 増設	5人以上			
補助額	補助率	新設	25%	15%	10%
		増設	15%	10%	7.5%
	限度額	新設	5億円 特認10億円(市町分合わせて20億円)*		
		増設	2億円 特認5億円(市町分合わせて10億円)*		
	対象経費	土地・建物・機械設備の取得費、リース料、県外からの移転費、 土地・建物の賃借料(3年間)、電気施設設置の負担金			
補助金計算式	投資額×補助率+常時雇用者数(純増)×50万円				

- *1 白山麓の旧5村は、旧河内村、旧吉野谷村、旧鳥越村、旧白峰村、旧尾口村をいいます。
- *2 本社機能施設とは、経営意思決定、経営資源管理(総務、経理、人事など)、各種業務統括(研究開発など)の事業所をいいます。
工場及び当該地域を統括する営業所は含みません。
- *3 情報処理・提供サービス業のうちコールセンターについては、従業員数が100人以上かつ常時雇用者数要件を満たすものとします。なお、上記の投資額要件は適用しません。

③いしかわサイエンスパーク研究所等立地促進補助金

対象		いしかわサイエンスパーク内での研究所等		
要件	投資額	5,000万円以上		
	常時雇用者数	5人以上		
補助額	補助率		5~14人	15人以上
		新設	10%	15%
		増設	7.5%	12.5%
	限度額	新設	5億円	
		増設	2億円	
対象経費	土地・建物・機械設備の取得費、リース料、 (他県からの)移転費、電気施設設置の負担金			
補助金計算式	投資額×補助率+常時雇用者数(純増)×50万円			

④創造的産業等立地促進補助金

対象		①産業高次機能施設	②空港・港湾活用工場等	③独自技術保有工場等
		企業の中枢管理機能又は研究開発機能に係る事業場	空港又は港湾を活用し、国際物流拠点化に貢献する工場等	市場占有率の高い自社製品の製造又は高度な基礎技術保有工場等
要件	投資額	5億円以上		
	常時雇用者	10人以上		20人以上
補助額	補助率	20%以内	10%以内	
	限度額	15億円		
		知事特認30億円 >知事特認は次のいずれかに該当する場合に適用 (1)産業高次機能施設のうち、企業の中枢管理機能に係る事業場を設置する場合であって、雇用を著しく増加する場合 (2)対象①～③のうちいずれかの指定を受けた企業が該当指定に係る事業場を2以上設置する場合であって、大規模な投資を伴う場合		
	対象経費	土地・建物・機械設備の取得費、リース料		

* 補助額は、限度額の範囲内で地域経済に対する貢献度等を考慮して算出します。

⑤いしかわサテライトオフィス立地促進補助金

対象		○ソフトウェア業、インターネット附随サービス業 ○デザイン業 ○機械設計業 等			
要件	立地地域	宝達志水町以北の能登地域、加賀市(旧山中町)及び白山市(白山麓の旧5村*)	加賀市(旧加賀市)、小松市	金沢市、かほく市、白山市(白山麓旧5村を除く)、能美市、野々市市、川北町、津幡町、内灘町	
	投資額	要件なし	500万円以上	1,000万円以上	
	常時雇用者	2人以上	3人以上	5人以上	
補助額	補助率	新設	25%	15%	10%
		増設	15%	10%	7.5%
	限度額	1,500万円			
	対象経費	土地・建物・機械設備の取得費、リース料、県外からの移転費、土地・建物の賃借料(3年間)、建物の改修費、事務機器などの取得費、通信回線料(3年間)			
補助金計算式		投資額×補助率+常時雇用者数(純増)×50万円			

* 市町が助成を行う場合に限り。なお、補助金額は、1,500万円と市町の助成額のいずれか低い額以内とします。

* 白山麓の旧5村は、旧河内村、旧吉野谷村、旧鳥越村、旧白峰村、旧尾口村をいいます。

⑥誘致企業産学連携研究開発補助金

対象事業：研究開発の拠点が県外にある誘致企業が、県内の企業や高等教育機関と連携して行う研究開発

対象企業：本店登記が県外にあり、自社又は連結会社の工場等が本県にある企業

補助金額：定額補助 上限200万円(1年間、年度跨ぎ可能)

対象経費：誘致企業が連携する県内の高等教育機関や企業に支払う費用

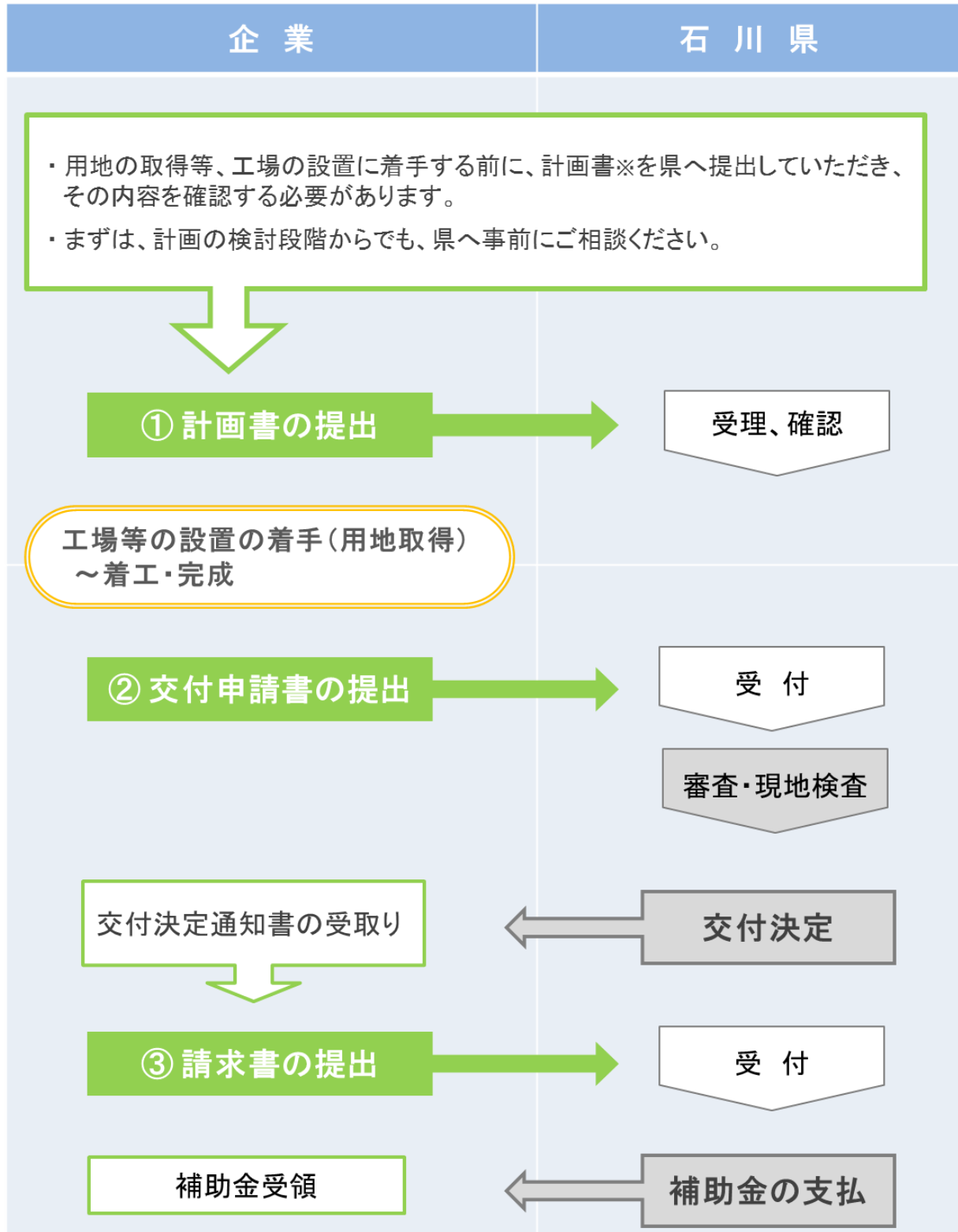
(2) 企業立地促進融資

対象	県外からの企業の新規立地であること 県が指定する用地（工場適地、県・市町の造成団地など）に立地するもの 10人（過疎地域は5人）以上の常時雇用者数の増加があるもの 地域経済への波及効果があるもの
対象経費	工場用地、建物、機械設備等の取得に要する経費（投資額）
限度額	投資額の2/3（限度額5億円）
利率 (R3. 4. 1現在)	知事が定める 融資期間10年以内 固定1.60% 融資期間10年超 変動1.75%
融資期間	10年以内又は15年以内（うち据置2年以内）

(参考)

補助金交付までの流れ

(雇用拡大関連企業立地促進補助金の例)



※ 工場等の設置の計画書